

残業問題、有給消化、これからどうしたら良いの？を解決します！

美容専門社労士による解説セミナー

美容院における 働き方改革基本の「き」

美 容 室 経 営 の よ く あ る お 悩 み

そもそも美容室での「働き方改革」って？

当たり前に残業があるけれどこれからどうなるの？

スタッフから有給休暇の質問があったけど個人経営でも必要？

トレーニングは労働時間にならない認識であっていますか？

一つでも気になる箇所があればセミナーにお越しください！

開催日・時間

会場

料金

定員

3/10・3/23
火 月

両日 14:00-15:30

(開場:13:50)

名古屋市中区錦
3-22-24
ATS広小路ビル4F
第一会議室

無料

先着
12名

当日お伝えすること

第1部

美容業界の労務の基本

- ・人事労務から見た美容業界
- ・オーナーが知っておくべき最低限の法律とリスク管理

第2部

美容業界の「働き方改革」

- ・働き方改革に向けた労務管理
- ・美容業界の労務トラブル事例
- ・美容院における「働き方改革」実現に向けて

発行

名古屋プラス社労士事務所

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-22-24 ATS広小路ビル5F



お問い合わせ（電話番号）

052-265-8420

このセミナーで学べるポイント

Point①



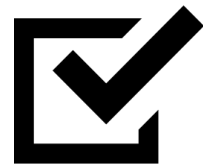
他サロンの事例
～働き方改革の**実現**のために～

Point②



法改正の要点
～今後の**経営**のために～

Point③



対応事項と対応方法
～**罰則**を受けないために～

セミナー概要

開催日・時間

3/10・3/23
火 月
両日 **14:00-15:30**
(開場:13:50)

会場

名古屋市中区錦
3-22-24
ATS広小路ビル4F
第一会議室

料金

無料

定員

先着 **12**名

参加
特典

セミナー参加者先着3名限定
労働環境の見える化のため
無料労務監査を実施

労務監査
とは？

従業員に実施する
健康診断の企業経営版です。
労務状況を可視化し、法律の対
応状況や他社との比較に役立つ
レポートをお渡しいたします。



事務所紹介



名古屋プラス社労士事務所
代表・社会保険労務士 青山 敬次郎

2019年から順次施行されている働き方改革関
連法は美容室の経営にも直結しています。
美容業界専門の社会保険労務士として、
現場に使っていただけるノウハウを提供いた
します。

- ▶住所
〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦3-22-24
ATS広小路ビル5F
- ▶TEL：052-265-8420
- ▶営業時間：月～金 10:00～18:00
- ※質問等の問い合わせは
上記連絡先をお願いいたします。

セミナーお申し込みはお電話もしくはWEBから！

TEL：052-265-8420

申し込みQR



美容室のパートナー社労士
名古屋プラス社労士事務所
nagoya plus sr office
<https://nagoyaplus-sr.com/>



美容サロンの労務管理なら／

名古屋プラス社労士事務所 検索